

徳島県人権教育推進方針

平成26年3月内容を一部追記（改訂）

徳島県教育委員会

目 次

1 策定の趣旨	1
2 人権教育の基本的な方向	6
(1) 人権をめぐる社会状況.....	6
ア 人権に関する現状.....	6
イ 人権課題が存在する要因や背景.....	6
(2) 同和教育の成果と手法への評価.....	8
ア 成果と課題.....	8
イ 活かすべき手法.....	9
(3) 人権教育のあり方.....	9
ア 人権尊重の理念.....	9
イ 人権教育の基本的なあり方.....	10
(ア) 県民が主体となる人権教育の推進.....	11
(イ) 多様な学習機会の提供.....	11
(ウ) 発達段階を踏まえた効果的な手法の導入.....	12
(エ) 普遍的な視点と個別的な視点からの取り組みの推進.....	12
(オ) 人権教育の総合的かつ効果的な推進.....	13
(カ) 条件整備（環境づくり）.....	14
ウ 人権教育の充実.....	14
(ア) 人権教育を通じて育てたい資質・能力.....	14
(イ) 取組の点検・評価.....	15
3 普遍的な視点からの取り組み	16
(1) 学校教育.....	16
ア 人権尊重を基盤とする学校教育活動の展開.....	17
イ 指導内容・指導方法の改善.....	18
ウ 学校・家庭・地域の連携の推進.....	18
エ 教職員の資質の向上.....	19
(2) 社会教育.....	19
ア 家庭での人権教育の充実.....	20

イ	多様な学習機会の充実	20
ウ	学習意欲を高める学習プログラムの開発・提供	21
エ	指導者養成や資質の向上	21

4	個人権課題に対する取り組み	22
(1)	女性	23
(2)	子ども	24
(3)	高齢者	25
(4)	障害者	26
(5)	同和問題	27
(6)	アイヌの人々	29
(7)	外国人	30
(8)	H I V感染者・ハンセン病患者等	31
(9)	刑を終えて出所した人	32
(10)	犯罪被害者等	32
(11)	インターネットによる人権侵害	33
(12)	日本人拉致 ^{らち} 問題	34
(13)	災害時における人権問題	35
(14)	様々な人権問題	36

1 策定の趣旨

21世紀は「人権と共生の世紀」であるといわれています。私たちは、生まれながらにして人間としての尊厳を有し、一人ひとりが自分らしく生きていく権利を持っています。人権は、すべての人間が幸福な生活を送るために欠かすことのできない権利であり、現在だけでなく将来にわたってすべての人に保障されるべきものです。

20世紀の二度にわたる世界大戦の経験から、私たち人類は、戦争が最大の人権侵害であることに気づきました。そして、「平和のないところに人権は存在し得ない」、「人権のないところに平和は存在し得ない」との認識のもと、恒久平和を実現するためには、あらゆる差別を撤廃し、人権を確立することが不可欠であるとの教訓を得ました。

こうした中、昭和23年（1948年）12月、第3回国連総会において、「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と謳った「**世界人権宣言**」が採択されました。この宣言は、自由や権利の保持が人類普遍の原理であることを明らかにする一方で、人権の尊重こそが世界平和の基礎であることを高らかに宣言したものでした。これ以降、国連の場において**人権に関する条約・規約等**が次々と採択され、人類の恒久平和と人権の確立に向けた取り組みが世界レベルで進められてきました。

こうした流れのもと、平成6年（1994年）の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「**人権教育のための国連10年**」とする国連決議が採択され、世界の国々に対して人権教育の積極的な推進と国内行動計画の策定が要請されました。

我が国においても、「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」と謳った日本国憲法が保障する基本的人権の確立に向け、これまで各種の法律等が整備されてきました。平成9年（1997年）7月には、上記の国連決議を受け、「『**人権教育のための国連10年**』**国内行動計画**」が策定され、我が国における人権教育が実質的にスタートし

世界人権宣言：人々の市民的・政治的自由のほか、経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めた人権に関する宣言。すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として公布され、各国はその理念を自国において実現し、国民に保障するとともに、国際的には、その内容を具体的な国際人権規約として実体化することが求められた。

人権に関する条約・規約等：世界人権宣言以降、国連の場で人種差別撤廃条約（昭和44年（1969年）1月発効）、国際人権規約（昭和51年（1976年）3月発効）、女子差別撤廃条約（昭和56年（1981年）9月発効）、子どもの権利条約（平成2年（1990年）9月発効）をはじめ、多数の人権にかかわる条約・規約が採択され、発効している。

人権教育のための国連10年：国連総会が平成6年（1994年）12月の決議において定めた人権教育の強化推進のための10年。平成7年（1995年）～平成16年（2004年）をその推進期間とした。

「人権教育のための国連10年」国内行動計画：平成9年（1997）年7月に国連行動計画を受けて策定され、学校教育・社会教育等の生涯学習全般において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人、その他の10の重要課題に対する取り組みの推進が提唱された。

人権擁護施策推進法：人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的として制定された法律。平成9年（1997年）3月から施行された5年間の時限立法。

人権擁護推進審議会答申：人権擁護施策推進法に基づいて、平成9年（1997年）3月に発足した人権擁護推進審議会は、国の諮問を受け、平成11年（1999年）7月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」を答申した。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律：人権教育・啓発についての施策を推進するため、人権教育・啓発に関する基本理念や国・地方公共団体の責務等を明らかにし、必要な措置を定めることにより、人権の擁護を図ることを目的として制定された法律。平成12年（2000年）12月公布・施行。

人権教育・啓発に関する基本計画：人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条の規定により、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る目的で策定された国の基本計画。平成14年（2002年）3月策定。

ました。また、平成9年（1997年）3月には、「**人権擁護施策推進法**」が施行され、平成12年（2000年）12月には、「**人権擁護推進審議会答申**」（平成11年〈1999年〉7月）を受ける形で、「**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**」（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）が公布・施行されました。この「人権教育・啓発推進法」の第4条、第5条及び第6条においては、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進が、国、地方公共団体及び国民の責務であることを明らかにしています。平成14年（2002年）3月には、同法第7条に基づき、「**人権教育・啓発に関する基本計画**」（以下、国の「基本計画」という。）が策定されるなど、国内における人権教育・啓発推進のための法律や計画が次第に整備されてきました。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

（平成12年法律第147号）

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の^{かんよう}涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

同和対策審議会答申：同和対策審議会（昭和35年〈1960年〉8月設置）が内閣総理大臣の諮問に対し、昭和40年（1965年）8月に提出した答申。「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識を示している。

一方、我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向けては、昭和40年（1965年）8月の「**同和対策審議会答申**」（以下、「同対審答申」という。）を受けて、昭和44年（1969年）7月に、「同和対策事業特別措置法」（以下、「同対法」という。）が、また、昭和57年（1982年）4月に、「地域改善対策特別措置法」が、さらに、昭和62年（1987年）4月には、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「地対財特法」という。）が施行され、各種の取

徳島県同和教育基本方針：同和教育を教育の中核に位置づけ、同和教育のめざす人間像を「めざす子ども像」「めざす教職員像」「めざす保護者像」「めざす地域像」として示した本県同和教育の基本方針。

条例：条例名は徳島県が「徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例」、徳島市が「徳島市部落差別をなくす等人権を守る条例」、勝浦町が「勝浦町差別をなくし、人権を擁護する条例」、鷺敷町が「鷺敷町人権尊重の町づくり条例」、これ以外の47市町村が「部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」となっていた。なお、平成14年（2002年）4月には徳島市が「徳島市人権条例」に、また平成14年（2002年）10月には小松島市が「小松島市人権条例」に改正している。

「人権教育のための国連10年」徳島県行動計画：平成9年（1997年）7月の国内行動計画を受けて、平成11年（1999年）3月に策定された本県の行動計画。国内行動計画が10の重要課題を掲げているのに対し、「犯罪被害者等」を加えた11の重要課題を掲げている。

同和問題の解決に向けて（基本方針）：平成13年（2001年）12月の徳島県同和問題懇話会答申「徳島県における今後の同和行政のあり方について」を受け、本県が同和問題の解決に向け、平成14年（2002年）3月に策定した基本方針。

り組みが推進されてきました。また、地域改善対策の基本的な課題について審議を進めていた「地域改善対策協議会意見具申」（平成8年〈1996年〉5月）において指摘されていた「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」、「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」の具体策として「人権擁護施策推進法」が制定され、「人権教育・啓発推進法」の制定や国の「基本計画」の策定に結びつきました。

本県においては、これまで、「**徳島県同和教育基本方針**」（平成3年〈1991年〉5月策定）に基づき、積極的な同和教育の取り組みを進めてきました。その結果、課題は残されているものの、差別意識の解消が進むとともに、広く人権意識の高揚が図られてきました。平成5年（1993年）から平成8年（1996年）にかけては、部落差別の撤廃と人権擁護を推進するための**条例**が、県をはじめ県内50市町村すべてにおいて制定されました。また、平成11年（1999年）3月、「『**人権教育のための国連10年**』**徳島県行動計画**」が策定されてからは、同和教育とともに人権教育も進められてきました。

平成14年（2002年）3月には、「地対財特法」の失効に伴い、徳島県同和問題懇話会の答申「徳島県における今後の同和行政のあり方について」（平成13年〈2001年〉12月、以下「徳島県同和問題懇話会答申」という。）を受けて、「**同和問題の解決に向けて（基本方針）**」が策定されました。この基本方針には、「同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育・啓発事業については、これまでの同和教育や啓発の中で積み上げられてきた成果や国の方向性等を踏まえ、より効果的に展開するため、『人権教育のための国連10年』徳島県行動計画や現在、国において策定中である『人権教育・啓発の推進に関する法律』に基づく人権教育・啓発に関する基本計画等との関連に留意しつつ、人権教育・人権啓発に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、積極的に推進する。」との方針が示されました。また、「『同和教育基本方針』等については、懇話会答申や国の人権教育・啓発に関する計画等を踏まえ、そのあり方等を検討する」との方向性

が示されました。

県教育委員会では、このような流れを受け、これまでの差別意識の解消に向けた教育を、すべての人の人権を尊重していくための人権教育として発展的に再構築することとしました。再構築とは、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざし、人権意識の高揚を図る教育に束ね直すことを意味します。それぞれの人権課題の解決をめざす教育は個別的に存在するのではなく、人権教育としての大きな枠組みの中で体系的に位置づけられるべきものです。部落差別をはじめ多くの不合理な差別を解消するためには、すべての人の人権が尊重される広い視野に立った人権教育の枠組みの中で取り組む方が効果的だと考えられます。今後の人権教育は、同和教育がめざしてきた差別解消と人権確立の視点をさらに発展させ、すべての人の共生・共存と自己実現にかかわる営みとして、より体系的で普遍性をもった教育として推進されることが大切です。

これまで、県教育委員会では、平成12年（2000年）3月に策定した「徳島県教育振興基本構想」を人権教育推進の指針としてきましたが、今後、すべての人の基本的人権が真に尊重される社会づくりをめざす意味で、より一層総合的な視野に立った人権教育を推進する必要があることから、ここに、「徳島県人権教育推進方針」を策定するものです。

2 人権教育の基本的な方向

(1) 人権をめぐる社会状況

ア 人権に関する現状

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。しかしながら、基本的人権がいまだ十分に保障されているとはいえない現状があります。すなわち、同和問題をはじめ、女性に対する差別・暴力の問題、いじめなどの子どもの人権問題のほか、高齢者、障害者、外国人などに対する様々な人権問題が存在しています。

徳島県において、平成12年（2000年）度を実施した「同和地区実態把握等調査（県民意識調査）報告書」（以下、「県民意識調査」という。）によれば、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されていることへの県民の認知状況は72.6%であり、基本的人権についての周知が十分に図られているとは言い難い状況にあります。

また、結婚については、「当人同士の合意が尊重されるべきだ。」と回答している人が9割を超えているものの、逆に結婚相手を決めるときに、家柄や血筋、身元などの調査を行うことについては、半数以上の人々が「当然のことと思う」、「おかしいと思うが、自分だけ反対しても仕方がない。」と答えるなど、因習的な価値観に縛られている側面も認められます。

私たちが、自らの人権を主張しようと思っても、すべきところでできなかったり、周囲の人々の人権に思いをめぐらすことができなかつたりするのも、こうした側面が密接に影響を及ぼしているものと考えられます。

人々が自らの権利を正当に主張するためには、自分の人権に気づき、他人の人権についても正しく理解することが前提となります。しかし、現状にあつては、本来、正当に主張すべき場面での権利の主張が必ずしも十分に行われていないといった問題点や、自分の権利を主張する上で他人の権利にも十分な配慮をすることができない人が少なくないなどの問題点が認められます。これらは、つまるところ、人権についての正しい理解や問題を解決するための実践力がいまだ不十分であるからにほかなりません。

イ 人権課題が存在する要因や背景

日本の社会は「出る杭は打たれる。」とか「長いものには巻かれよ。」などと言われるように、同質性・均一性を重視しがちな社会であるとい

【参考】

「同和地区実態把握等調査（県民意識調査）報告書」

Q. あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。

「知っている」 72.6%

「知らない」 22.4%

われます。みんなと同じであることが優先され、少しでも異質なものを排除しようとする傾向が強くなり、こうした横並び意識が差別やいじめの発生する要因の一つとなっていると考えられます。また、一人ひとりの違いや個性を認め合い、尊重し合おうとする精神に欠ける点なども人権課題の存する要因として挙げることができます。さらには、物の豊かさを追い求め、心の豊かさを軽視する社会的風潮や社会における人間関係の希薄化などの点についても指摘されているところです。

「県民意識調査」によれば、「結婚は大安でないとよくない。」という風習を、「当然である。」、「自分だけ反対しても仕方がない。」と考える人が75.2%あり、「友引の日にはお葬式をしてはいけない。」という風習についても、同様に「当然である。」とか、「自分だけ反対しても仕方がない。」と考える人が82.2%認められます。このように、私たちの日常生活の中には、知らず知らずのうちに身につけてしまった非合理で因習的な意識や社会慣行が存在しており、これらは県民意識のみならず、社会全体の問題であると捉えられます。

子どもたちを取り巻く状況について考えてみると、物質的な暮らしは豊かになったものの、子どもが家庭で安心して過ごし、かつ家庭で守られる機能や家庭・地域の教育力が低下する傾向が認められます。また、生命の尊さを軽視した事件なども増加しています。さらに、緩和傾向にはあるものの受験競争がもたらす弊害が社会問題となっており、いじめや不登校、青少年の問題行動、**児童虐待**などの問題が深刻な状況となっています。

これまでの教育は、ともすれば知識を教え込むことに力点が置かれがちで、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性を育む点に力を注ぎきれなかったという反省点があります。また、一人ひとりの多様な個性や能力の伸長をめざす視点が十分でなかったことも否定できません。こうした側面が、社会構造や社会意識の変化とあいまって、安易に他者を引き合いに出して比較しようとしたり、非を自分以外のところに求め、自分中心の考え方を主張しようとしたりする社会的風潮を生み出したと考えられます。

人権擁護推進審議会は、その答申「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」において、近年急速に進んできた「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども人権問題を複雑化させる要因となっている。」と指摘しています。

多くの人権問題が存在するこうした要因の背景には、人権尊重の理念

児童虐待：親などの養育者によって引き起こされる、子どもの心身の健康状態を損なうあらゆる状態をいう。虐待の内容としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、養育の拒否・放棄（ネグレクト）などが挙げられる。国にあっては、多発する児童虐待に対処するため、「児童の虐待の防止に関する法律」（平成14年（2002年）11月）を施行している。

についての正しい理解がまだまだ十分に定着していないことが挙げられます。また、人権の意義やその重要性についての正しい知識・理解が十分身にしておらず、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、それらを鋭く見抜く感性や、人権に対する細かな配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚も十分に身に付いていないことが理由として考えられます。

(2) 同和教育の成果と手法への評価

ア 成果と課題

同和教育は、同和問題の完全解決を中心課題としながら、反差別の視点に立ち、同和問題以外の幅広い人権問題をも包含しつつ、その裾野を広げてきました。今日のように、国際的な潮流のもとで人権教育が推進される以前にあっては、同和教育こそが本県における人権教育の先駆けであったということが出来ます。

これまで、本県では、平成3年(1991年)5月に策定された「徳島県同和教育基本方針」等に基づき、学校教育・社会教育の両面にわたって、積極的に同和教育を推進してきました。同和教育の推進によって、就学・学力・就労を保障する取り組みは、高校進学率の上昇や「就職差別につながる」とされる14項目、「身元調査お断り運動」の定着などにみられるように、教育上の格差を是正し、差別意識を払拭する点で大きな成果を上げてきました。

また、同和問題以外の様々な人権問題に対しても一定の学習成果が蓄積され、県民の人権感覚が磨かれるとともに、人権意識の高揚が図られてきました。とりわけ、社会教育面においては、同和教育地域懇談会や講演会、各種研修会等の長年にわたる地道な実践により、同和問題への理解と認識が深まったばかりでなく、差別を「しない、させない、許さない」意識や態度の定着に貢献してきました。

このように、差別意識は解消される方向に向かって進んでいるものの、結婚問題を中心に依然として根深く存在しており、こうした点が課題として挙げられます。また、同和地区生徒の大学・短大への進学率に格差が残されており、高等学校への進学率にも若干の格差が残されている状況にあると、平成13年(2001年)12月の「徳島県同和問題懇話会答申」が指摘しています。

イ 活かすべき手法

同和教育がその長い歩みの中で一貫して主張してきたのは、「部落差別の実態に深く学ぶ」ことでした。これは、「地域に入って地域に学ぶ」の語と合わせて、教師や指導者が地域に入り、人々の声を聞き、その願いを受け止めることの重要性を指摘した言葉といえました。また、同和問題を自らの課題とするために、**フィールドワーク**や**ロールプレイ**、体験的参加型学習の導入、地域教材の開発、問題解決型学習の導入など、数多くの優れた手法を生み出してきました。

また、差別の不合理性を明らかにすることはもとより、差別意識の背景に潜む因習や固定観念などにも科学的なメスを入れ、知らず知らずのうちに身につけてきた因習的な意識や偏見等に気づく学習を組み立ててきた手法にも誇るべきものがありました。

さらに、疎外され、虐げられがちな子など、学級の中で弱い立場の子どもを中心に据えた仲間づくりを進めてきた手法や学校・家庭・地域・関係機関等との連携を重視しながら、生活に根ざした身近な課題や地域の文化などを掘り起こしてきた手法も大切にされなければなりません。

こうした同和教育における手法やものの見方・考え方は、今後の人権教育に活かしていく必要があります。

フィールドワーク: 野外や現場で行う研究・調査のこと。現地調査。

ロールプレイ: 正しくはロールプレイング。様々な立場の人を演じることによって、そこに含まれる問題点や解決方法について考えさせようとする学習方法。役割演技。

(3) 人権教育のあり方

ア 人権尊重の理念

今日、人権の概念は、従来のような狭い範疇^{はんちゆう}では捉えきれない広がりをもってきており、環境や福祉をはじめとするあらゆる分野において、人権を抜きにしては語るができない状況となってきました。

国の基本計画には、「人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。」と述べられています。これは、「人間は尊い存在である。」と捉える人間固有の尊厳に由来するものです。また、「人権教育・啓発推進法」には、「人権教育とは、人権尊重の精神の**涵養**^{かんよう}を目的とする教育活動」であると規定されています。今後の人権教育においては、対象者が大人であれ子どもであれ、強制や押しつけではなく、各人の発達段階に即しつつ、まさに自然に水がしみこむように人権尊重の精神を養い育てていくことが重要となります。

涵養: 自然に水がしみこむように養い育てること。

人権の共存：互いの利害や立場を超えて、人々がそれぞれの人権を相互に認め合い、かつ各人の人権が調和的に行使される状況にあること。今後の人権教育における重要なキーワードといえる。

すべての人は、人間としてみな同じように大切な人権を有しています。すべての個人が自律した存在として、それぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会は、県民相互の人権が共に尊重されてこそ初めて実現されるものです。人権が相互に尊重されるためには、一人ひとりの人権が調和的に行使されること、すなわち、「**人権の共存**」が達成されることが重要です。そして、人権が共存する人権尊重社会を実現するためには、すべての個人が、相互に人権の意義について学び、人権を尊重することの大切さや人権の共存の重要性について、理性と感性の両面から理解を深めていくことが大切です。併せて、自分の権利の行使に伴う責任を自覚し、自分の人権と同様に他人の人権を尊重することが求められます。

したがって、人権尊重の理念は、「人権擁護推進審議会答申」において指摘されているように、「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」として理解すべきです。

イ 人権教育の基本的なあり方

人権の尊さは、もとより生命の尊厳に裏打ちされたものです。人権尊重の基盤には、生命の尊厳が位置していることを忘れてはなりません。生命が軽視される事件等が多発しつつある昨今、いのちの尊さを人権教育の基盤に据えていくことが大切です。また、いのちの尊さを考える意味において、平和や環境などの重要性についても視野を広げていく姿勢を持つことが大切です。

人権教育は、人権尊重社会の実現をめざして、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」（「人権教育・啓発推進法」第3条）にすることを旨としており、日本国憲法及び「教育基本法」（昭和22年〈1947年〉3月施行）、「国際人権規約」、「**児童の権利に関する条約**」等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身につけられるよう、地域の実情を踏まえつつ、生涯学習の視点に立って、学校教育及び社会教育を通じて推進されるべきものです。

学校教育にあつては、それぞれの校種の教育目的や学校の教育目標の実現をめざして、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動を組織的・計画的に実施するとともに、学校の教育活動全体を通じ、

児童の権利に関する条約：子どもを放置、搾取、虐待から守るための世界基準を設けた条約で、18歳未満のすべての子どもに適応される。平成2年（1990年）9月発効。日本は平成6年（1994年）4月に批准した。

幼児児童生徒の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行うことが重要です。

また、社会教育においては、学校外において、青少年のみならず、乳幼児から高齢者に至るそれぞれの**ライフサイクル**における多様な学習活動を展開していくことを通じて、人権尊重の意識を高める教育を行うことが重要です。

ライフサイクル:人間の生活周期。生まれてから生涯を終えるまでの全過程を指す。

こうした人権教育の推進によって、人々が自らの権利を行使することの意義や他者の人権を尊重することの必要性、さらにはそれぞれの人権課題の内容等について学び、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められます。

今後、私たちがめざすべき人権教育の基本的なあり方には、次のようなものが考えられます。

(7) 県民が主体となる人権教育の推進

一人ひとりの人権が互いに尊重され、擁護される社会は、県民一人ひとりの努力によって築き上げられていくものです。社会の一員として、私たち自身が人権尊重の担い手であることを認識し、人権問題を自分の問題と捉えて、その解決のために主体的に取り組むことが、人権尊重社会を実現するために最も必要なことです。

また、人権教育は、一人ひとりの心のありようや生き方などに密接にかかわる教育でもあることから、その自主性を尊重し、決して押しつけにならないよう十分留意する必要があります。

さらに、人権教育がその効果を十分に発揮するためには、その内容はもとより、実施の方法等においても、県民から幅広い共感を得られるものであることが必要です。したがって、人権教育の推進にあたっては、中立性や主体性の確保が極めて重要な要素となります。

そもそも人権は、基本的に人間は自由であるというところから出発するものであって、人権教育にかかわる活動を行う場合にも、県民の間に人権問題や人権教育のあり方について多種多様な意見があることを踏まえ、異なる意見に対する寛容の精神をもち、人権尊重の視点に立った自由な意見交換ができる環境づくりに努めることが大切です。

(イ) 多様な学習機会の提供

今日、人権問題がますます多様化・複雑化する中で、人権教育をより

一層効果的・総合的に推進するためには、県・市町村教育委員会が相互の連携を図るとともに、民間企業や関係機関等との幅広い連携を図り、できる限り多様な学習機会を県民に提供していく必要があります。その際、学習者のニーズを尊重する視点と、今日的な学習課題を模索するなど、時代がどういう課題を要請しているかを見極める視点を併せ持つことが大切です。

(ウ) 発達段階を踏まえた効果的な手法の導入

人権教育は、乳幼児から高齢者に至る幅広い層を対象とするものであり、その活動を効果的に推進していくためには、各人の発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、継続的にこれを実施する必要があります。

特に、学習意欲を高めるような体験的参加型等の学習プログラムの開発を図り、人権の意義や重要性が知識として確実に身につけ、人権問題を鋭く捉えられる感性や人権に対する細かな配慮がその態度・行動に現れるような人権感覚が十分に身につくようにしていくことが極めて重要です。

そのためには、各人の発達段階に応じ、学校・家庭・地域などにおける日常生活の経験などを具体的に取り上げるなど、創意工夫を凝らしていく必要があります。また、各校種間の連携を図り、その教育内容に系統性を持たせる必要があります。その際、人格が形成される早い段階から、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように配慮すべきです。さらに、子どもを対象とする人権教育の実施に当たっては、学校・家庭・地域の連携を深め、子どもが発達途上にあることに十分留意することが大切です。

(エ) 普遍的な視点と個別的な視点からの取り組みの推進

人権教育の手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権そのものを捉えた普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられます。

法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を県民に訴えかけることも重要ですが、県民の真の理解や共感を得るためには、これと併せて、具体的な人権課題に即し、県民に親しみやすくわかりやすいテーマや表現を用いるなど、様々な創意工夫が求められます。

他方、個別的な視点からのアプローチに際しては、地域の実情等を踏まえるとともに、各種の人権課題に関して正しく認識し、物事を合理的に捉える判断力を身につけるよう働きかける必要があります。さらに、それぞれの人権課題に関して、これまで取り組まれてきた活動の成果と手法への評価を踏まえることも大切です。

なお、実際の指導に際しては、普遍的な視点からアプローチして個別的な人権課題に迫る手法と、個別的な視点からアプローチしてそれらを結び合わせ、普遍的な人権の尊重に迫る手法、さらには双方の視点を同時に加味しながら進める方法が考えられます。いずれの手法をとる場合でも、これら二つの視点を常に念頭に置いた学習を組み立てることが重要であり、個別人権課題の学習のみで人権教育を終わらせることのないよう留意することが大切です。

また、いずれの課題にアプローチする場合でも、人権の尊重を共通の基盤に据えながら、すべての人権課題が根幹部分ではつながっているとの認識のもと、一つの人権課題の学習の成果を他の課題の学習へとつなげていく視点を持つことが大切です。

I T : Information

Technology の略。情報技術。コンピュータやインターネットを支える機器類やソフトウェアの技術などをいう。

(オ) 人権教育の総合的かつ効果的な推進

人権教育を総合的かつ効果的に推進するためには、民間企業や関係機関及びマスメディアの幅広い支援・協力を得るとともに、インターネットなどの **I T** 関連技術等を活用することが求められます。

N P O : Non-Profit

Organization の略。民間非営利組織。株式会社などの営業とは異なり、利益を関係者に分配しない、社会性の高い事業を行う組織のこと。

民間企業や **N P O**、人権擁護機関などの関係機関の中には、人権擁護の分野において多様な活動を展開し、豊富な知識と経験を有しているものがあります。多角的な視野から、より効果的な手法を駆使した人権教育を推進するためにも、こうした組織・機関との連携を深め、積極的な協力を得ることが求められます。

また、人権教育を推進するための媒体として、マスメディアの果たす役割は極めて大きいことから、人権尊重の理念の重要性をより多くの県民に効果的に伝えるために、積極的な支援・協力を得ることが求められます。

さらに、高度情報化時代におけるインターネット等の **I T** 関連技術の活用価値が高いことから、人権教育の実施主体によるホームページを開設し、幅広い情報・資料提供を行うなど、情報手段の効果的な利用が望まれます。

(カ) 条件整備（環境づくり）

人権教育を実効あるものとするためには、人的・物的側面を含め、具体的に推進していく上での条件整備（環境づくり）を図ることが必要となります。人権に関する様々な条件整備は、人権教育を進める上で欠かすことのできない要素です。

人権教育における条件整備には、ハード・ソフトの両面を含め、教育行政が担うべきもの、学校や教職員が担うべきもの、さらには学校・家庭・地域が一体となって取り組むべきものなどが考えられます。

今後、学校教育や社会教育において、より一層積極的に人権教育を推進する意味で、条件整備（環境づくり）を進めることが求められます。

ライフステージ:人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・高齢期などのそれぞれの段階。出生から、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職などの人生の節目によって変わる生活に着目した区分。

“あわ”人権学習ハンドブック:「徳島県人権教育推進方針」に基づく具体実践を促進するために、徳島県教育委員会が平成17(2005)・18(2006)年度の2か年をかけた作成した人権教育指導者用手引書。

人権教育の指導方法等の在り方について【第一次とりまとめ】及び「同【第二次とりまとめ】:人権教育の指導方法等の在り方について、平成16年(2004年)、18年(2006年)に文部科学省より公表されたとりまとめ。人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身に付けることの重要性などが示された。

人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】:人権教育の指導方法等の在り方について、それまでの【第一次とりまとめ】及び【第二次とりまとめ】を集大成する形で平成20年(2008年)3月に出された最終とりまとめ。「指導等の在り方編」と「実践編」の二編に加え、「個別的人権課題に対する取組」が別冊として示された。

ウ 人権教育の充実

すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、学校教育においては教育活動全体を通じて、社会教育においては、幼児期から高齢期に至るそれぞれの**ライフステージ**に対応した学習活動・研修会・研究会等を通じて、人権教育の充実を図っています。人権意識の高揚を図り、行動に結びつく実践力を養うために、指導内容や指導方法の工夫・改善を行い、人権教育の取組を継続していくことが大切です。

平成19年(2007年)3月には、本推進方針に基づく具体的な実践を促進するために、指導者用手引書「**“あわ”人権学習ハンドブック**」を作成し、学習者が主体となって学習活動を展開することにより、学んだことが態度化・行動化につながる人権教育の取組となるよう活用促進を図ってきました。このことは、平成16年(2004年)、18年(2006年)に文部科学省から公表された「**人権教育の指導方法等の在り方について【第一次とりまとめ】**」及び「**同【第二次とりまとめ】**」がめざす方向に合致したものとなっています。

平成20年(2008年)3月には、「**人権教育の指導方法等の在り方について【第三次とりまとめ】**」(以下、「第三次とりまとめ」という。)が公表され、人権教育の指導方法への理解をより一層深め、具体的な実践につなげていけるよう、掲載事例等の充実が図られています。今後、人権教育を一層推進するために積極的な活用が求められています。

(7) 人権教育を通じて育てたい資質・能力

人権尊重の精神の涵養を図るためには、人権や人権問題に関する基本

的な知識を確実に学び、その意義・内容について理解し、認識を深めていくことが必要です。さらには、他の人の痛みや思いを共感的に受け止める感性や感覚、人権が侵害されている状態を鋭く見抜く感性、よりよい人間関係をつくるコミュニケーション能力、自他の価値を尊重する意欲・態度、集団生活における規範等を尊重して責任を果たす態度など、豊かな人権感覚を育成することも重要です。こうした、知的理解と人権感覚を基盤として、具体的な態度や行動につながる実践力を養うことが求められています。

[第三次とりまとめ]では、その際に必要とされる資質や能力を、**知的側面、価値的・態度的側面、技能的側面**の三つの側面として捉え、このうち、価値的・態度的側面、技能的側面が人権感覚に深くかかわるものであることを示しています。

各学校では、幼児児童生徒が人権問題を解決しようとする実践的な行動力を身に付けることができるように、教育活動全体を通じて、これらの側面を総合的にバランスよく培うことが必要です。

社会教育においても、三つの側面にかかわる資質・能力を育てるために、多様な学習活動を展開していくことが大切です。

知的側面、価値的・態度的側面、技能的側面：
人権教育を通じて培われるべき資質・能力であり、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」において具体的に記載されている。

(イ) 取組の点検・評価

学校教育においては、人権教育の全体計画・年間指導計画を作成し、教育活動全体を通じて、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を身に付け、人権尊重の意識と実践力を養うために、幼児児童生徒の発達段階に即した取組を進めていくことが重要です。

各学校においては、各学期や年度ごとに、人権教育に関する活動の点検・評価を組織的・継続的に行い、人権教育の全体計画・年間指導計画の見直しや、指導内容・指導方法の改善・充実につなげていくことが大切です。

また、点検・評価の実施にあたっては、「教職員による点検・評価」「児童生徒による評価」「保護者等による評価」等を行い、今後の取組に工夫・改善を加えていく必要があります。

社会教育においても、人権を尊重した活動になっているか、効果的な取組になっているかなどの視点で、定期的に点検・評価を行い、取組の改善につなげていくことが必要です。

3 普遍的な視点からの取り組み

人権教育は、生涯学習の視点に立って、乳幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、あらゆる機会や場を捉えて実施すべきものです。

人権教育の手法については、普遍的な視点からのアプローチと具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチの二つがあり、この両者があいまって、人権尊重についての理念が深められるとともに差別意識の解消が図られていくものと考えられます。

普遍的な視点からのアプローチには、人権の概念についての学習をはじめ、法の下での平等や個人の尊重についての学習、人権に関する条約・規約・宣言、人権の歴史及びその底流に流れる精神の習得などが考えられます。これらの学習にあたっては、形式的・抽象的な内容のみに終始することなく、その奥にある人間の尊厳に迫ることが大切です。併せて、学習したことがらが単に知識・理解にとどまるのではなく、態度や行動に現れるよう留意することが大切です。

「人権擁護推進審議会答申」においては、「人権は、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠かすことのできない権利であるが、それは人間固有の尊厳に由来する。」と述べられています。人権教育のめざすべきところはあくまでも人権尊重の精神の涵養であり、そのためには各人の人権が調和的に行使される「人権共存」の考え方を具現化していくことが必要です。

個別人権課題に関する学習は人権教育の根幹となる極めて重要な要素となりますが、そのみで人権教育を終わらせないことが大切です。個別人権課題に関する学習と普遍的な視点からの学習は、相互に関連づけられて初めて目的が達せられるものです。

(1) 学校教育

学校教育においては、それぞれの校種の教育目的や学校の教育目標の実現をめざした教育活動を展開する中で、幼児児童生徒が、社会生活を営む上で必要な知識・技能・態度などを確実に身につけることを通して、人権尊重の精神の涵養が図られるよう学校教育活動全体の中で取り組む必要があります。

また、教育内容の基準である幼稚園教育要領、小・中・高等学校及び

盲・聾・養護学校の学習指導要領等に基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性等の「生きる力」を育む中で、人権尊重の意識を高めることが大切です。

さらに、児童生徒の自立と自己実現をめざし、学力の向上等を図るとともに、一人ひとりが自らの進路を切り開いていく力を養う教育を展開することが大切です。

ア 人権尊重を基盤とする学校教育活動の展開

幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であるため、幼児の発達の特性を踏まえ、身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気づかせ、豊かな心情を育てるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性として育まれるように努める必要があります。また、遊びなどの生活全体を通して基本的な生活習慣の育成を図るとともに、自分の意思を伝えたり、相手を思いやる気持ちを育み、互いの違いや多様性を認め合ったりするなど、人とかかわる力を身につけ、幼児期の発達に合わせた仲間づくりを進めていくことが求められます。

小・中・高等学校においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科、道徳、特別活動等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて人権尊重の理念についての理解を促し、一人ひとりを大切にすることを推進していく必要があります。特に、高等学校にあつては、義務教育の基礎の上に立って、人権課題等について正しく理解し、これを広い見地から考えることのできる力を身につけられるよう指導していくことが求められます。

また、盲・聾・養護学校においては、子どもたちの社会性や豊かな人間性を育むとともに、社会における障害者に対する正しい理解や認識を深めるために、児童生徒間の交流や地域社会の人々と共に活動を行う交流教育の一層の推進が求められます。

このため、学校を運営するにあたっては、様々な教育活動の中で人権が損なわれるような状況がないかどうかを見直し、児童生徒がそれぞれ人格を持った一人の人間として尊重されるよう、一人ひとりを大切にすることを教育方針のもとで、これにふさわしい学習環境をつくっていくことが大切です。また、生命を大切にし、自他の人格を尊重し、互いの個性を認め合う心、他人の痛みがわかり、他人の気持ちが理解でき、行動できるなどの他人を思いやる心、正義や公正さを重んじる心を育むなど、豊かな人間性を育成するとともに、学んだことを行動に結びつける実践力

を養うことが重要となります。

さらに、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動をはじめ、勤労生産活動、職業体験活動、芸術文化体験活動、高齢者や障害者等との交流活動など、豊かな体験活動の機会を充実することが求められます。併せて、人間尊重の考え方が、基本的人権を中心に正しく身につけられるよう留意する必要があります。その際、他人の自由や権利を大切にすること、自分の行動には責任を持たねばならないことなどについて正しく指導していくことが大切です。また、人間尊重の考え方を指導するにあたっては、児童生徒が発達途上にあることに十分配慮することが求められます。

一方、校内暴力やいじめなどが憂慮すべき状況にある中で、してよいことと悪いことを正しく判断するなどの規範意識を培い、こうした行動が許されないという指導を徹底するとともに、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保することが大切です。その際、こうしたことがら起こる要因や背景を把握・分析し、問題解決に向けて家庭や地域社会との連携を密にしていくことが求められます。

イ 指導内容・指導方法の改善

普遍的な視点からの取り組みを進めるにあたっては、観念的・抽象的な学習に陥らないことや知識の習得のみに終わらせないことが大切です。併せて、具体的な指導資料や教材等が不足している状況にあることから、これらを継続的に収集・開発していくことが求められます。

また、教職員一人ひとりが指導内容・方法の工夫・改善を図ることができるよう、研修機会の充実や校内研修の充実に取り組む必要があります。併せて、指導資料や教材が人権に配慮され、かつ人権尊重の視点に立った適切な内容となっているかを点検し、改善を加えていく必要があります。

さらには、効果的な教育実践を創造し、学習教材などを開発するため、それぞれの校種間の連携を図る中でより一層の情報交換等を進めるとともに、モデルとなる地域や学校の先駆的な取り組みをすべての学校に周知し、普及させていくことが求められます。

ウ 学校・家庭・地域の連携の推進

人権教育を実効あるものとするためには、学校・家庭・地域が緊密な連携を図り、地域の子どもは地域で育てるといった視点に立って、より

生活の質: quality of life
の訳語。「生命の質」とも訳され、QOLと略されることもある。「質」とは人間の状態や処遇が人間らしい要件を満たすものとなっているかどうかを判断する規準・規定をいう。社会政策の面では、より文化的で健康な人間的生活を實現するため、劣等処遇の廃止、差別的な状況の改善、生活の向上など、自由・平等・連帯の積極的な価値を表現する場合が多い。

効果的な人権教育が推進できる協力体制を築くことが大切です。また、盲・聾・養護学校においては、子どもたちの**生活の質**を向上させるため、福祉・医療・労働等の関係機関との連携を深めることが必要です。

学校が家庭や地域、関係機関との連携を進めるためには、学校の教育活動についての情報提供を行うとともに、意見・要望を把握し、相互の信頼関係を築く中で学校運営にあたることが大切です。その際、学校の主体性を堅持し、教育の中立性を確保することが求められます。

また、社会の変化や人権問題の様々な広がりに対応する意味で、幅広い知識や経験、能力を持った社会人講師等を学校に招き、時代の変化に対応した人権教育を展開していくことが重要です。

エ 教職員の資質の向上

学校における人権教育の推進にあたっては、指導者である教職員自身が人権及び人権問題に関する深い理解と認識を持つことが重要であり、教職員のたゆまぬ自己研鑽^{けんさん}が求められると同時に、日常のすべての教育活動を人権が尊重された教育として実施していくことが大切です。

また、日々の教育実践の中で豊かな人権感覚を培うには、子どもを権利の主体者として尊重し、子どもの判断力や自己決定力を培い、相手を思いやる心、困難を克服する力、責任感等を育むことなどを通して子どもの自立を支援していくことが大切です。その際、家庭との連携を密にする中で子どもを背景を含めて理解し、共感していくことを通して、子どもの自立的な思考や行動を促し、人間関係づくりや仲間づくりを支援していくことが求められます。

さらに、確かな人権教育を推進するためには、教職員が自らの使命を自覚し、日常生活における人権上の問題点を見抜き、人権問題を自分自身の問題と捉え、自らの意識改革を図ることが大切です。

そのため、教職員一人ひとりが豊かな人権意識を身につけ、人権感覚を磨くための研修や指導方法の工夫・改善をめざした研修の充実を図る必要があります。

(2) 社会教育

社会教育においては、すべての人の人権が尊重される社会の實現をめざし、人権を重要な現代的課題と位置づけ、学習機会を充実させていくことが大切です。併せて、地域社会において、県民一人ひとりが人権問題を自

分自身の問題として捉え、その解決に取り組む態度を培うとともに、すべての人の自立と自己実現が図られるよう支援していくことが重要です。

そのため、乳幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、それぞれのライフサイクルに対応して、人権に関する多様な学習機会を生涯にわたって提供していくことが求められます。また、人権に関する幅広い識見を持つ人材を活用するなど、指導者層の充実を図ることが必要です。

人権に関する学習においては、人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を磨いていくことが重要となります。そのため、体験的参加型学習などの体験活動を導入したり、身近な生活課題を取り上げたりするなど、学習内容や方法に創意・工夫を図っていくことが求められます。

ア 家庭での人権教育の充実

確かな人権意識の高揚を図るためには、乳幼児期から豊かな情操や人を思いやる心、生命を大切にする心、善悪を判断する力を養うなど、人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たし、すべての教育の出発点である家庭教育の充実に努めることが大切です。

特に、家庭においては、保護者自身が偏見を持たず差別をしないことを日常生活を通じて子どもに示していくことが重要です。そのため、親と子が共に人権感覚を身につけられるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供を図るとともに、男性の家庭教育への参画の促進、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談体制の整備等を図ることが求められます。

イ 多様な学習機会の充実

人権が共存する人権尊重社会の実現をめざすためには、公民館・図書館・博物館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図っていくことが大切です。そのため、人権に関する学習機会の提供や交流事業の実施、教材の作成等の取り組みを促進することが求められます。

また、学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や思いやりの心など豊かな人間性を育むため、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動・自然体験活動をはじめとする多様な体験活動や高齢者、障害者等との交流機会の充実を図ることが必要です。併せて、それらの活動を充実

させるための学習環境の整備を図ることも必要です。

ウ 学習意欲を高める学習プログラムの開発・提供

実りある人権教育を推進するためには、学習意欲を高める体験的参加型の学習プログラムの開発を図り、広く関係機関にその成果を普及することが大切です。特に、日常生活の中で人権上問題のあるような出来事に接した際に、「その出来事はおかしい。」と鋭く見抜く感性や、日常生活の中で人権尊重を基本に置いた行動が無意識のうちにその態度や行動に現れるような人権感覚を育成する社会教育的な学習プログラムを開発・提供していくことが重要です。その際、人権に関する市町村や各地域の実践的な学習活動の成果を踏まえることが大切です。

そのため、身近な課題を取り上げたり、様々な人々とのふれあい体験を通して自然に人権感覚が身につけられるような活動を取り入れたりして、学習意欲を高める手法を工夫するなど、指導方法に関する研究開発を進めることが求められます。併せて、インターネットなどのIT関連技術や情報手段の効果的な活用を図ることが求められます。

エ 指導者養成や資質の向上

家庭や地域の教育力の低下がみられる現代社会の風潮の中で、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していくことのできる指導者の養成とその資質の向上を図り、社会教育における指導体制の充実を図ることが重要です。

そのため、社会教育指導者研修会に体験的・実践的学習プログラムを取り入れるとともに、指導者自身が自らの使命を自覚し、日常生活における人権上の問題点を見抜き、人権問題を自分自身の問題として受け止め、自らの意識改革に迫るような研修内容・方法の工夫・改善を進めることが求められます。

4 個人権課題に対する取り組み

ここでは、私たちが人権教育において解決をめざすべき個人権課題を掲げています。それぞれの人権課題は、「人権教育・啓発に関する基本計画」の順序にしたがって配列してありますが、配列の順序が課題の重要度を示すものではありません。いずれの人権課題もその重要度を比較することはできないものであり、比較すること自体に意味はありません。それぞれの人権課題は、課題相互の関係において序列や軽重はないものと考えられます。

近年、個人権課題は年を経るごとに増え、人権の捉え方も大きく広がってきている感がありますが、このことは人権に関する私たちの意識が高まってきていることの証でもあります。私たちは、人権教育の営みを通して、それぞれの人権課題の解決に向けた取り組みを全力を挙げて進めていかなければなりません。

人権教育においては、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとともに普遍的な視点からのアプローチを進め、人権尊重の理念を深めるとともに、課題解決に向けた実践的な意欲や態度を培うことが求められます。したがって、個人権課題の学習のみで人権教育が終わったものと安易に捉えないことが大切です。

なお、個人権課題についての学習を進めるにあたっては、「同和問題の解決に向けて（基本方針）」に示されているように、これまでの同和教育や啓発の中で積み上げられてきた成果を踏まえ、同和問題を人権問題の重要な柱と捉えるとともに、できる限り多くの課題に視野を広げ、学習を展開することが大切です。このことは、目の前の幼児児童生徒や学習者、地域の実態を踏まえずに、多くの課題を機械的に配列すればよいということを意味するものではありません。学習者や地域の実情を勘案する中で、めざすべき人権尊重社会の実現に向けてどのような学習内容が求められるかを正しく判断し、教職員や担当者間で共通理解を図りつつ、学習を組み立てていくことが重要です。また、それぞれの人権課題を別個のものとして捉えるのではなく、互いの関連性に着目しながら課題解決に向けた学習を進めることが大切です。

いくつかの人権課題に焦点を当て、それらに重点を置いた学習を組み立てることは当然の手法であり、人権尊重の理念に迫る手法にはいくつかの方法があるものと考えられます。“できる限り多く”とは、“機械的

に均等に”を意味するものではありません。

(1) 女性

ア 現状と課題

「**女子差別撤廃条約**」では、政治、経済、社会、文化、その他あらゆる分野において、固定化した男女の役割分担を変革し、事実上の男女平等の達成をめざしています。男女平等の理念は日本国憲法にも明記されており、「**男女雇用機会均等法**」等によって、法制上も男女平等の原則が確立されています。また、「**男女共同参画社会基本法**」に基づき、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現をめざした取り組みが進められているところです。

しかし、現実には、なお男女の役割を固定的に捉えようとする意識や慣習が社会に根強く残っており、家庭・職場において性による種々の差別や人権侵害を生む要因となっています。私たちの社会には、男性優位の社会慣行や女性に対する差別・偏見が存在し、いまだ男女平等社会が実現するには至っていません。

また、職場等における**セクシュアル・ハラスメント**、**夫・パートナーからの暴力**、ストーカー被害や性被害なども、女性に対する重大な人権侵害の一つです。これらの問題は、女性が被害を訴えにくい側面があることから問題が潜在化する傾向があり、そうさせないための周囲の理解や協力が必要です。

こうしたことの他にも、性による差別・偏見が原因となって起きる人権侵害が存在し、男性が被害を受けるケースも認められます。

イ 基本的方向

性別に基づく固定的な役割分担意識をなくし、人権尊重を基盤とした男女平等意識の育成を図るため、学校・家庭・地域など社会のあらゆる分野において、男女の平等や男女共同参画を推進するための教育の充実を図る必要があります。特に、男女が互いの人格を認め合い、性別にとらわれることなくその個性と能力を発揮し、多様な生き方や選択を可能とする中で、男女が個人として相互に活かされる社会づくりをめざす視点を重視することが大切です。

さらに、教職員や社会教育指導者自身が男女平等意識を確立し、

女子差別撤廃条約：正式名称は「女子(女性)に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。昭和54年(1979年)12月、国連総会で採択され、女性の権利を包括的に規定するもので「世界女性の憲法」ともいわれている。昭和56年(1981年)9月発効。我が国は、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、家庭科の男女共修化など、国内法を整備し、昭和60年(1985年)6月に批准した。

男女雇用機会均等法：女性労働者に対する雇用上の差別を禁止する目的で作られ、正式名称は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」という。昭和61年(1986年)4月施行。平成11年(1999年)4月には改正男女雇用機会均等法が施行された。

男女共同参画社会基本法：男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に参画する機会を確保し、男女が均等に利益を享受するとともに、責任を担う男女共同参画社会を形成するための基本方針や理念を示した法律。平成11年(1999年)6月施行。

セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な言動を行い、それによって仕事などを遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことで就業環境などを著しく悪化させること。

夫・パートナーからの暴力：ドメスティック・バイオレンス(DV)ともいわれる。徳島県男女共同参画推進条例では、この概念を「配偶者(婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)及び配偶者であった者に対する暴力的行為(身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう)」と捉えている。なお、DVには、身体的暴力、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、子どもを利用した暴力などがあるといわれている。

指導力の一層の向上を図るため、教職員研修や社会教育指導者研修の充実を図ることが求められます。併せて、固定的な性別役割分担意識やこれに伴う社会慣行を見直すなど、「徳島県男女共同参画推進条例」（平成14年〈2002年〉4月施行）に基づき、男女共同参画をめざす取り組みを推進することが求められます。

(2) 子ども

ア 現状と課題

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法をはじめ「児童福祉法」（昭和22年〈1947年〉12月施行）や「児童憲章」（昭和26年〈1951年〉5月制定）、「教育基本法」などにその基本原理と理念が示されています。また、国際的にも「児童の権利に関する条約」等において、権利の保障の基準が明らかにされ、子どもに関する各種の権利が述べられているところです。子どもはあくまで一個の人格を持った権利の主体者であるにもかかわらず、大人以上に人権を侵害されやすく、社会的に保護され、守られなければならない存在です。

現在、少子化の進行、家庭や地域の子育て機能の低下など、子どもをめぐる生活環境の変化や子どもの成長発達を阻害する要因の増大によって、子どもの身体面や精神面における様々な問題が生じています。具体的には、校内暴力やいじめ、不登校などの問題に加え、児童虐待や子どもの性被害などが新たな社会問題として現れています。

いじめなどの子どもの不適応行動の原因や背景については、核家族化や少子化から生じる対人関係の未成熟さ、受験競争等による欲求不満の増大や地域社会の正義感・連帯感の希薄化、ともすれば他人の誤った行動に対して傍観者的態度を取りがちな社会的傾向などが指摘されています。

その根底には、他人に対する思いやりやいたわりの欠如といった人権意識の立ち遅れが存在すると考えられ、こうした問題を解決するためには、教育関係機関はもとより社会全体の意識改革が必要であると考えられます。

イ 基本的方向

子どもの人権を守るためには、家庭・地域における子育てや学校における教育のあり方を見直すことが大切であり、大人社会における利己的・享樂的な風潮や金銭をはじめとする物質的な価値を優先する考え方など

も問い直していくことが必要です。

また、「児童の権利に関する条約」の存在を子どもに周知するとともに、その理念や内容についての理解を深める教育を推進し、子ども一人ひとりの人権を尊重した教育や学校運営を行うことが求められます。その際、自分の権利と同様に他人の権利を大切にするとともに、社会の中で果たすべき義務や自己責任についての指導に留意することが大切です。

また、子どもから見た目線を大切にすることで、子どもたちが主体的に取り組む活動を地域全体で支え、地域における仲間づくりを推進することが求められます。社会教育においても、子どもの人権の重要性についての正しい理解と認識を深めるために、社会教育施設における学習機会の充実に努める必要があります。

さらに、子どもの豊かな人間性や社会性を育む観点から、幼・小・中・高等学校等において、ボランティア活動などの社会奉仕体験活動や自然体験活動等を積極的に推進することが求められます。併せて、学校・家庭間の連携はもとより、地域社会や関係諸機関との連携を深め、それぞれが一体となって校内暴力やいじめ、不登校等の問題に対応できるような体制づくりを推進する必要があります。

また、家庭教育に関する保護者を対象とした学習機会や情報の提供、子育てに関する相談体制の整備など、家庭教育を支援するための取り組みを充実する必要があります。

(3) 高齢者

ア 現状と課題

国民の生活水準の向上や医療技術の進歩などにより、我が国の平均寿命は著しく伸長するとともに、出生率の低下による若年層の減少により、人口の高齢化が急速に進行しています。本県では、平成22年（2010年）には、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となる超高齢社会の到来が予測されています。

こうした高齢化の進展に伴い、介護や生活支援を必要とする高齢者が増加していくとともに、少子化や核家族化の進行などとあいまって、独り暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯等の割合も増加する傾向にあります。また、高齢者の豊富な知恵や知識、経験を次の世代に伝える場がまだまだ少ない現状があります。

このような状況において、介護が必要となった人たちを含め、あらゆる

高齢者に対する虐待: 身体的・心理的・性的・経済的虐待のほか、介護や生活の世話の放棄または放任などが挙げられる。

る高齢者が社会の重要な構成員として尊重され、充実した生活を送ることができる社会を創り上げていく必要があるものの、現実には、**高齢者に対する虐待**や財産権の侵害等の問題や高齢者の社会参加の困難さなど、対応すべき数多くの課題が認められます。

イ 基本的方向

高齢者が自らの役割を担いつつ積極的に社会活動に参画し、住み慣れた地域において支援を受けながら充実した生活を送り、介護が必要になった場合にはその必要度と希望に応じて質の高いサービスを受けられる福祉社会を創り上げていくためには、広く県民が長寿社会や高齢者の尊厳についての正しい理解と認識を深め、高齢者の人権を尊重していくことが大切です。

そのため、高齢者がこれまで果たしてきた役割や功績を踏まえ、高齢者に対する尊敬や感謝の心と高齢者個人の尊厳を守る心を育てるとともに、高齢社会に関する基礎的理解や介護・福祉の問題などに関する理解を深める教育を推進することが求められます。

また、老人ホーム等への訪問やボランティア活動等を通じた子どもと高齢者の交流をはじめ、高齢者が培ってきた知識・経験を生かしたふれあい活動や子どもと保護者を含めた三世代交流など、地域住民の参画による様々な取り組みを地域ぐるみで推進することが求められます。

一方、平均寿命が大幅に伸び、高齢期が非常に長くなっていることから、多くの高齢者が高い社会参加意欲を持ち続けている状況があります。こうした高齢者の生きがいを支援していくためには、従来の画一的な「高齢者」としての捉え方を改めるとともに、高齢者が多様な地域活動に積極的に参画できる環境づくりに努める必要があります。

(4) 障害者

ア 現状と課題

「障害者基本法」（昭和45年〈1970年〉5月施行）第3条第1項には、「すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するものとする。」、また、同第2項には、「すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。」と規定されています。

しかし、現実には多くの課題が残されています。交通機関、建築物等

における物理的な障壁，資格制限等による制度的な障壁，点字や手話サービスの欠如等による文化・情報面の障壁，障害に対する偏見などの意識上の障壁などにより，差別的扱いや不利益を被るケースが見られ，障害者の自立と社会参加が阻まれている状況にあります。特に，意識上の障壁の背景には，障害や障害者に対する理解不足が深くかかわっているものと考えられます。

本県の障害者数は近年増加傾向にあり，障害の重度・重複化や多様化に加え，障害者の高齢化が進みつつあります。障害者の福祉に関する県民の意識には比較的高いものがあり，**ノーマライゼーション**の理念も徐々に広まりつつあります。

イ 基本的方向

障害や障害者に対する正しい理解と認識を深めるためには，障害者との交流やふれあいを通して互いの人権を認め合い，共に生きていこうとする姿勢を育てることが大切です。また，障害者の自立と社会参加を可能とする社会の実現を図るためには，障害者に対する偏見や差別意識を解消し，**ノーマライゼーション**の理念の普及・定着を図ることが重要です。

そのため，学校教育や社会教育において，障害や障害者に対する理解及び社会的支援や介助・福祉のあり方などに関する理解を深める教育を推進することが求められます。併せて，障害者に対する理解と認識を促進するため，幼・小・中・高等学校や地域における交流教育の充実を図ることが求められます。

また，障害児の社会参加と自立をめざし，盲・聾・養護学校や障害児学級等における教育の充実を図る一方，早期からの相談体制を充実する中で，障害の重度・重複化，多様化に対応する必要があります。併せて，障害児一人ひとりの願いや思いに応じた適切な教育を推進するため，教育内容・方法の工夫改善や教職員の指導力の向上を図る必要があります。さらには，保健・医療・労働・福祉等の関係機関との連携を図り，地域において障害児のニーズに応じて相談・生活・就労の支援を行うためのネットワークづくりを推進することが求められます。

(5) 同和問題

ア 現状と課題

同和問題は，我が国固有の重大な人権問題であり，その早期解決を図

【参考】

「徳島県障害者施策新長期計画」（平成15年（2003年）8月策定）によれば，平成6年度（1994年度）からの8年間で，本県の身体障害者手帳所持者数は5.3%，また療育手帳所持者数は28.4%増加し，精神障害者保健福祉手帳所持者は5.2倍に増加している。

ノーマライゼーション：障害のある人も，家庭や地域の中で普通の生活が送れるような社会をつくるという考え方。

ることは国民的課題となっています。「同対審答申」に基づき、「同対法」が施行されて以来、国・県・市町村の積極的な取り組みが進められてきた結果、住宅や道路等の生活環境の整備については大きく改善されてきたものの、大学等への進学率をはじめとする教育の問題やこれと密接に関連する不安定就労の問題などになお格差が存在しています。

具体的には、平成13年度（2001年度）の大学・短大等への進学率においては12ポイント程度、また、高校進学率においては若干の格差が認められ、長期欠席や中途退学の割合も県平均より高い状況にあります。就労面では、平成12年度（2000年度）の「同和地区実態把握等調査」によれば、臨時雇用や小規模企業に勤務する人の割合が高い状況となっています。

また、差別意識についても、結婚に対する意識や差別落書きの状況、近年におけるインターネットを使った差別表現の増加や悪質化に見られるように依然として根深いものがあり、同和問題が解決したという状況には至っていません。

こうした状況の下、平成14年（2002年）3月の「地対財特法」の失効に伴い、一部にはあたかも同和問題解決に向けた取り組みが終わったかの如き誤った認識が見られる傾向があります。

「人権の世紀」ともいうべき21世紀を迎えた昨今、すべての人の人権が尊重され、その自立と自己実現が図られる社会を実現するためにも、同和問題は早急に解決しなければならない重要な課題にほかなりません。

同和問題の早期解決に向けた今後の方策について

平成8年（1996年）5月の地域改善対策協議会の意見具申を踏まえ、政府が同和問題の早期解決に向けた今後の方策を定めたもので、①地域改善対策特定事業の一般対策への円滑な移行に関する法的措置等について、②差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化について、③今後の施策の適正な推進、④その他、の4項目にわたる内容となっている。

イ 基本的方向

同和問題に関する差別意識については、「**同和問題の早期解決に向けた今後の方策について**」（平成8年〈1996年〉7月閣議決定）及び県の「同和問題の解決に向けて（基本方針）」に基づき、その解消を図っていくことが大切です。

そのため、同和問題解決に向けた今後の人権教育においては、フィールドワークや体験的参加型学習の一層の活用を図るなど、同和教育が培ってきた成果と手法を活かすとともに、人権教育としての新たな手法を生み出していくことが必要です。

また、基本的生活習慣を確立し、主体的に学習する態度を身につけ、学力の向上を図るとともに、一人ひとりの希望や適性に応じ、自己実現をめざすための進路指導の充実を図ることが求められます。

さらには、学校教育や社会教育全般を通じて、同和問題の解決に向け

た積極的な取り組みを推進することが大切です。特に、公民館などの社会教育施設等においては、学校・家庭・地域や関係機関等との一層の連携を図る中で、同和問題の解決に向けた系統的で持続的な取り組みを推進することが求められます。

(6) アイヌの人々

ア 現状と課題

アイヌの人々は、少なくとも中世末期以降の歴史の中では、当時の「和人」との関係において北海道に先住していた民族であり、現在においてもアイヌ語等をはじめとする独自の文化や伝統を有しています。しかし、アイヌの人々の民族としての誇りの源泉であるその文化や伝統は、江戸時代の松前藩による支配や、明治維新後の北海道開拓の過程における同化政策などにより、今日では十分な保存、伝承が図られているとはいえません。

また、アイヌの人々の経済状況や生活環境、教育水準等は、これまでの北海道ウタリ福祉対策の実施等により着実に向上してきているものの、アイヌの人々が居住する地域においては、他の人々との格差がなお認められるほか、結婚・就職等における偏見や差別の問題が根強く存在しています。

明治32年（1899年）に作られた「北海道旧土人保護法」は、平成9年（1997年）5月の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の制定とともに廃止され、現在、アイヌに関する総合的かつ実践的な研究、アイヌ語を含むアイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発を図る施策が推進されているところです。

イ 基本的方向

アイヌの人々に対する偏見や差別意識の解消を図るためには、その固有の文化や伝統に対する正しい理解と認識を深め、アイヌの人々の尊厳を大切にす教育を推進することが求められます。

また、学校教育においては、アイヌの人々に関する学習が社会科等において取り上げられているところであり、今後とも引き続き基本的人権を尊重する観点に立った教育を推進するとともに、教職員研修の充実を図る必要があります。

【参考】

「ウタリ生活実態調査（平成11年）」によれば、北海道に住むアイヌの人々の人口は23,767人にのぼり、農業・漁業などの第一次産業従事者は29.5%（居住市町村平均5.5%）となっている。生活状況は、約30%の人が「とても苦しい」と答え、生活保護を受けている人の割合は居住市町村平均の約2倍という調査結果が出ている。

【参考】

県内外国人登録者数の推移

H4…1,263人
H6…1,687人
H8…1,968人
H10…2,968人
H12…3,980人
H14…4,996人

国籍別登録者数(平成14年度)

中国…2,752人
フィリピン…802人
韓国または朝鮮…439人
インドネシア…166人

(7) 外国人

ア 現状と課題

諸外国との人的・物的交流が飛躍的に増大しつつある昨今、県内に在留する外国人が急速な勢いで増えつつあります。本県の外国人登録者数は、平成4年(1992年)からの10年間で約4倍に増加し、平成14年(2002年)末で4,996人に達しています。その多くは、中国をはじめとするアジア諸国の人々で占められています。また、留学・就労等による一時滞在者のみならず、結婚等により県内に永住する人々も増加しています。

民族や文化、価値観などの異なる人々が同じ地域で生活することは、相互理解を深め、国際交流を進める上で、極めて有意義なことであり、互いを知り、互いが学び合うことによって新たな文化や豊かで活力のある社会を生み出す源泉となるものと考えられます。

しかしながら、一方では、外国人に対して、言葉をはじめ文化や宗教、習慣などの違いによる入居・入店拒否、低賃金や劣悪な労働環境下での就労の問題など、様々な人権問題が発生している状況にあります。また、言葉や習慣などの違いによって配偶者から暴力を受けるケースも発生しています。

さらには、我が国の歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等に対する偏見や差別意識が認められます。

イ 基本的方向

私たちが真の国際化に対応した社会を築くためには、外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等における多様性を受け入れ、これを尊重する態度を養うなど、国際化時代にふさわしい人権意識を育てることが大切です。併せて、外国人の人権を尊重し、不利益を被っている外国人を支える態度を養うことが大切です。

特に、学校においては、学校教育活動全体を通じて、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持つ人々と共に生きていく態度を育てる教育の充実を図る必要があります。また、外国人児童生徒を受け入れた際には、日本語の習得をはじめ学習環境の整備に向けた支援を進めることが求められます。

さらに、在日韓国・朝鮮人問題に対しては、その歴史的なつながりや経緯を踏まえ、誤った認識や固定的な観念を払拭^{ふっしょく}していく必要があります。

(8) HIV感染者・ハンセン病患者等

ア 現状と課題

HIV感染症は、進行性の免疫機能障害を特徴とする疾患であり、HIVによって引き起こされる免疫不全症候群のことを特に**エイズ (AIDS)**と呼んでいます。エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識が生まれてきており、そのことが原因となって、就職拒否や職場解雇、アパートへの入居拒否・立ち退き要求など、社会生活の様々な場面での人権問題となって表れてきています。

しかし、HIV感染症は、その感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染をおそれる必要はありません。また、近年においては、医学の進歩によりエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能となってきています。

一方、**ハンセン病**は、らい菌による感染症ではあるものの、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても現在では治療法が確立しており、遺伝病でないことも判明しています。それにもかかわらず、平成8年(1996年)4月に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されるまでは、国による強制隔離政策がとられ続けてきました。ハンセン病は、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、療養所入所者の多くは、これまでの長期間による隔離などにより、家族や親族、社会との関係が絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

このように、エイズやハンセン病などの感染症に対する医学的・科学的な認識が不十分なことから、誤った思い込みや過度の危機意識が生まれ、感染者や患者、元患者及びその家族に対する様々な人権問題が生じています。また、マスメディアの報道によるプライバシーの侵害などの問題も生じてきています。

イ 基本的方向

感染症に対する偏見や差別意識を^{ふっしょく}払拭するためには、HIV感染症やハンセン病等の感染症についての正しい知識の普及を図ることにより、感染を防ぐための教育とともに、感染症や感染者、患者、元患者に対す

HIV : Human Immunodeficiency Virus の略。エイズウイルスのこと。

エイズ (AIDS) : Acquired Immune Deficiency Syndrome の略。後天性免疫不全症候群。

ハンセン病 : らい菌による慢性伝染病。ノルウェーの医学者ハンセンによって発見された。

る理解を深める教育を推進することが求められます。

また、感染症に対する偏見や差別をなくすための教材開発及び教職員・社会教育指導者の研修を推進することが求められます。併せて、学校教育・社会教育全般を通じて、行政機関との連携のもとに啓発資料等の適切な活用を図り、偏見や差別意識の解消に努める必要があります。

(9) 刑を終えて出所した人

ア 現状と課題

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見・差別には、一言では言い尽くせない根深いものがあります。刑を終えて出所した人が就職を望んでも、根強い偏見や差別によって社会復帰の機会から排除されるケースがあり、立ち直りをめざす人たちにとっては厳しい現実が広がっています。時には、親類などからも援助が受けられない上、地域社会からも排除され、住居を選ぶ自由さえ奪われ、生活に行き詰まるケースも認められます。

また、社会に復帰する努力を重ねても、前歴についての噂が流され、本人の更生意欲がそがれたり、更生そのものが阻害されたりするケースも少なくありません。

さらに、当人のみならずその家族に対しても、刑罰を受けた者の家族であるというだけで、有形無形の差別的扱いがなされるケースが認められます。

イ 基本的方向

刑を終えて出所した人も、地域社会の構成員として欠くべからざる存在です。刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲とともに、家族・職場・地域社会などの周囲の人々の理解と協力が不可欠となります。

そのため、社会教育や学校教育において、行政機関との連携を図る中で啓発資料等の適切な活用を進め、刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別意識を解消していくための教育を推進することが大切です。

(10) 犯罪被害者等

ア 現状と課題

近年、犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮や保護を目的とした方

策を講ずることが課題となっています。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、平成12年（2000年）11月の「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」の施行をはじめ、一連の法的措置によって司法手続きにおける改善が図られてきました。

しかしながら、マスメディアによる行き過ぎた報道によるプライバシーの侵害や名誉毀損^{きそん}、過剰な取材による私生活の平穩に対する侵害などの人権侵害が認められる状況にあります。犯罪被害者は、その置かれた状況から、自ら被害を訴えることが困難であり、また裁判に訴え出ようとしても訴訟の提起や維持に伴う負担が重く、単に被害を受けたままで終わってしまうケースが少なくありません。

さらには、犯罪被害者等の主張が世間から非難を受けたり、被害者自身が周囲から偏見の目で見られたりして、さらなる人権侵害を受けるケースも認められます。

イ 基本的方向

犯罪被害者等の人権を擁護するためには、マスメディアによる行き過ぎた報道がなされる原因が報道の受け手側にもあることを知り、報道の受け手側の責任や主体性の大切さ、情報モラルについての理解を図る教育を推進する必要があります。

また、行政機関との連携のもとで啓発資料等の適切な活用を図り、犯罪被害者に対する人権侵害があることを学ばせるとともに、犯罪予防に関する指導や研修を実施し、犯罪にあったときどのような対応をとればよいかについての習得を図ることが大切です。

(11) インターネットによる人権侵害

ア 現状と課題

現在、日常的にインターネットを利用している人の数は急速な勢いで増えつつあります。そのうちの約半数の人たちが高速・大容量の回線を利用し、情報の授受を行っているといわれています。そのため、有害情報や個人情報^{ひびょう}が瞬時のうちにインターネット利用者のもとに届く可能性がますます広がってきています。

そうした中で、掲示板**サイト**に他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現が見られるなど、個人や集団にとって有害な情報が掲載される

サイト：インターネットで情報を公開しているコンピュータがある場所のこと。

ケースが増大し、匿名性を利用した悪質な人権侵害が発生しています。

また、個人情報流出することによって個人のプライバシーが守られない状況が発生しており、そのことが新たな人権侵害につながるケースが起きてきています。さらには、携帯電話の普及により、メールや携帯電話用サイトを利用した人権侵害・差別事象が増加しています。

イ 基本的方向

インターネットによる人権侵害の発生を防ぐためには、情報に関する教科をはじめ、総合的な学習の時間など、インターネットを利用した様々な学習機会を捉え、インターネット上の誤った情報や偏った情報の問題点について学習する必要があります。

また、情報化の進展が社会にもたらす影響の重大性について学習するとともに、情報収集や発信の主体者としての責任を自覚させ、確かな人権感覚に基づく情報モラルを身につけさせることが大切です。

(12) 日本人^{らち}拉致問題

ア 現状と課題

拉致問題は、1970年代から1980年代にかけて、北朝鮮当局が多くの日本人をその意思に反して強制的に北朝鮮に連れ去ったものであり、人間の尊厳、人権及び基本的自由の重大かつ明白な侵害です。また、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題でもあります。この問題は、拉致被害者本人のみならず、その家族にも大きな苦痛や深い悲しみをもたらしています。

平成14年（2002年）9月には、北朝鮮当局も日本人拉致を初めて認め、翌月には日本政府が認定した拉致被害者17人のうち、5人とその家族の帰国が実現しました。しかし、その他の被害者については、その安否すらわかっていません。

徳島県においても、拉致の可能性を排除できない失踪者等、未だに安否が確認されていない人々がいます。

国においては、「人権教育・啓発に関する基本計画」の「各人権課題に対する取組」に、「北朝鮮当局による拉致問題等」を加えることを、平成23年（2011年）4月の閣議で決定しました。これにより、拉致問題についての正しい知識の普及を図り、国民の関心と認識を深めるための取組を推進することとしています。

イ 基本的方向

拉致問題の解決には、私たち一人一人がこの問題への正しい理解や関心、認識を深めることが求められています。

学校教育や社会教育においては、児童生徒の発達段階やライフステージに応じた学習や研修会を実施するとともに、映像資料や啓発資料等の活用を図り、拉致問題を人権問題として捉え、理解を深める取組を推進する必要があります。

(13) 災害時における人権問題

ア 現状と課題

平成23年（2011年）3月11日に発生した、東日本大震災及びそれに伴う原子力発電所の事故は、被災地域が東日本全域に及ぶ未曾有の大災害を引き起こしました。多くの尊い命が失われ、人々の暮らしは一変し、生活と心の苦しみがもたらされただけでなく、農業、水産業、製造業、観光業等に風評被害が生じました。

被災した人たちが身を寄せた避難所において、生活環境の問題やプライバシーの保護の問題が生じるとともに、女性の避難所生活や高齢者、障がい者、子ども、外国人等のいわゆる「**災害時要援護者**」への配慮が問題となりました。

また、根拠のない思いこみや偏見により、被災者が差別的な扱いを受け、さらに、子どもが避難先の学校でいじめにあうという問題も起こっています。

徳島県においても「南海トラフ巨大地震」の発生が予想されています。地震だけでなく他の自然災害時にも備え、自らが命を守り抜くために主体的に行動する力の育成や、様々な立場の人々の人権を尊重し、安全で安心な社会づくりに貢献する意識の向上を図る必要があります。

災害時要援護者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。
（「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」内閣府、平成18（2006）年3月）

イ 基本的な方針

災害時においては、情報を正しく見極め、被災者の置かれた状況から、災害時における人権問題について正しく理解し、行動できる態度の育成が求められています。

また、多様な学習機会を通して、人と人とのつながりの大切さを意識するとともに、被災者に対して積極的に支援しようとする意欲や態度を育み、互いの人権を尊重し、共に生きる社会の一員として適切に対応できる態度を身に付けることが大切です。

性同一性障害:自分の肉体が属する性をはっきり認知しながら、人格的には別の性に属していると確信している状態。自分は男である、女であるという意識(性自認)が身体性と一致しないこと。

日本人拉致問題:「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」(平成15年(2003年)1月施行)によって、被害者及びその家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務が明らかにされた。平成26年(2014年)3月の「徳島県人権教育推進方針」の改訂により、「**4 個人権課題に対する取り組み**」に(12)として加えた。

(14) 様々な人権問題

ア 現状と課題

私たちの身の回りには、前述の人権問題以外にも、**性同一性障害者**に関する人権侵害、ホームレスの人々に対する人権侵害、**日本人拉致問題**など、様々な人権問題が存在しています。今後、高度情報化、国際化、少子・高齢化の進展等、社会の急速な変化が進む中で、ますます新たな人権問題が発生してくる可能性があります。

イ 基本的方向

これら様々な人権問題についても、種々の課題が存在することへの認識を深めるとともに、それぞれの問題状況に応じて、その解決に資する教育を推進する必要があります。